

23監査報告第10号
平成24年 3月30日

千葉市議会議長 小川智之様
千葉市長 熊谷俊人様

千葉市監査委員 宮下公夫
同 宮原清貴
同 山浦衛
同 橋本登

地方自治法第199条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

第2期財務定期監査結果報告

1 監査の対象

総務局、市民局、環境局

2 監査の範囲

平成23年4月1日から同年10月31日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

ただし、必要がある場合は、上記以外の期間も範囲とした。

3 監査の期間

平成23年12月1日から平成24年3月26日まで

4 監査の方法

今回の監査は、合規性を主眼とし、経済性・効率性・有効性の視点にも留意して、次に掲げる主な着眼点により、歳入・歳出予算の執行状況調書、調定・徴収関係書、支出負担行為伺書その他関係証書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

<主な着眼点>

(1) 収入事務

- ・ 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- ・ 納入の通知は適正に行われているか。
- ・ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。

(2) 支出事務

- ・ 支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
- ・ 支出負担行為額の算出に誤りはないか。
- ・ 支出の特例による支払方法(資金前渡、概算払、前金払等)及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ・ 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。

(3) 契約事務

- ・ 入札の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。
- ・ 隨意契約による場合、その理由は適正か。
- ・ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
- ・ 検査の実施時期に遅れはないか。

(4) 財産管理事務

- ・ 財産の取得及び処分の手続は適正か。
- ・ 財産の貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。
- ・ 財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方途は講じられているか。
- ・ 物品は正しく分類整理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした局の事務事業は、おむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(1) 収入事務

ア 行政財産目的外使用料の徴収を適正に行うべきもの（市民局、環境局）

行政財産使用料条例第3条第1項及び第2項によると、行政財産使用料は前納が原則となっており、例外として、使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体である場合又は市長が別に定める場合は、使用料を後納させることができると規定されている。また、「行政財産使用料の後納の取扱いについて」（平成22年3月30日付け財政部長通知）によると、市長が別に定める場合として、使用開始日が4月1日である場合や許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分の使用料については、使用開始日又は年度当初日から起算して30日以内に納付せなければならないとされている。

しかしながら、電柱等に係る行政財産目的外使用料の徴収については、使用料を後納させることができない者に対し後納させているもの（市民局に限る）、使用開始日が4月1日である場合又は許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分に係る使用料を使用開始日又は年度当初日から起算して30日を過ぎた納期限で納入の通知がなされているものが見受けられた。

行政財産目的外使用料の徴収については、条例等に基づき適正に行われたい。

(2) 支出事務

ア 物品の納品確認を適正に行うべきもの（総務局、市民局）

「不適正経理処理の再発防止に向けた取組みについて」（平成22年5月28日付け市長通知）によると、納品書については、月毎等でまとめず、物品の納品がある度に納品書を受領することとされ、また、物品が納品された際には、品名及びその数量について納品書との照合を行い、当該納品書に照合者の確認印を押印することとされている。

しかしながら、一部の定期刊行物等については、納品書を年度末等でまとめて受領することとして、物品の納品がある度に受領していなかった。

物品の納品確認については、通知に基づき適正に行われたい。

イ 補助金の規定整備を図るべきもの（市民局）

「補助金の執行事務の適正化について」（平成14年3月1日付け財政部長通知）によると、補助金交付要綱で定める事項のうち補助金額算出に必要な基準として、補助対象とする具体的経費、補助率を明示することとされ、補助金額の算定については、交付要綱または予算に補助の限度額を定めた場合であっても、補助対象とする経費の項目及び項目毎の金額並びに限度額との関係を明らかにし、交付申請、交付決定、額の確定に当たっては、経費の使途状況等を確認する必要があるとされている。

しかしながら、地区コミュニティづくり懇談会運営補助金については、交付要綱に補助対象とする具体的経費及び補助率が明示されておらず、また、千葉市駐車場協会事業補助金については、交付要綱に補助率は明示されているものの、補助対象とする具体的経費が明示されていなかった。

補助金については、通知に基づき規定の整備を図られたい。

（3）契約事務

ア 長期継続契約の締結を適正に行うべきもの（総務局、市民局、環境局）

「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」（平成17年3月23日付け財政部長通知）によると、長期継続契約を締結する際には、契約書に次年度以降に予算措置がされない場合は、金額の変更契約をするか、契約を解除する旨を記載することとされている。

しかしながら、一部の契約については、長期継続契約を締結しているにもかかわらず、契約書中に次年度以降に予算措置がされない場合は、金額の変更契約をするか、契約を解除する旨が記載されていなかった。

長期継続契約の締結に当たっては、通知等に基づき適正に行われたい。

イ 入札価格の積算根拠等の確認を適正に行うべきもの（総務局、環境局）

「業務委託に係る希望型指名競争入札の入札参加資格要件等の設定について」（平成22年12月27日付け財政部長通知）によると、業務委託に係る希望型指名競争入札の落札者の決定に当たっては、必ず積算内訳書等を徴収し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行の確保が可能かどうか十分に検証することとされている。

しかしながら、一部の業務委託については、落札者の決定に当たり、落札者から積算内訳書等を徴収しておらず、積算根拠等の確認が十分になされていなかった。

入札価格の積算根拠等の確認については、通知に基づき適正に行われたい。

ウ 契約保証金の納付の免除を適正に行うべきもの（総務局、市民局、環境局）

契約規則第28条第1項によると、契約事務担当職員は、契約を締結する者をして、当該契約締結のとき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めさせなければならないとされている。

また、同規則第29条第3号によると、地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有するものと契約を締結する場合において、相手方が過去2年の中に本市又は国、県若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができるとされている。

しかしながら、一部の業務委託等については、契約相手方が入札参加資格者名簿に登録されていないため、地方自治法施行令に規定する資格を有しないにもかかわらず、契約保証金の納付を免除していた。

契約保証金の納付の免除については、規則に基づき適正に行われたい。

エ 個人情報取扱特記事項の運用を適正に行うべきもの（総務局）

「個人情報を取り扱う事務の委託に関する基準」（平成8年3月25日付け総務部長決裁）によると、個人情報を取り扱う事務の委託に係る契約の締結に当たっては、個人情報取扱特記事項を契約事項とするとされ、当該特記事項第3第2項において、契約による事務に係る個人情報を適正に管理させるために、受注者は個人情報管理責任者を設置し、発注者にその旨を報告しなければならないとされている。

また、当該特記事項については、記載されている事項を標準的な事項として、委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略する等の検討を行うものとされている。

しかしながら、一部の業務委託等については、個人情報取扱特記事項において、個人情報管理責任者の設置及び報告を義務付けているにもかかわらず、その旨の報告を受けていなかった。

また、契約書に記載された当該特記事項が、合理的な理由もなく必要事項を省略した事例も見受けられた。

個人情報取扱特記事項の運用については、基準等に基づき適正に行われたい。

オ 契約事務を適正に行うべきもの（環境局）

契約規則第25条によると、市長は、入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関

する事項のほか、必要な事項を記載した契約書を作成して、契約を締結するものとされている。

また、衛生センター設備機器に係る修繕請負契約書によると、発注者及び請負者は、当該約款に基づき、図面や仕様書等の設計図書に従い、法令を遵守し、この約款及び設計図書を内容とする修繕の請負契約を履行しなければならないとされている。

しかしながら、衛生センター設備機器に係る修繕請負契約については、一部の修繕において当該契約書及び仕様書等に記載がないにもかかわらず修繕を実施しているものが見受けられた。

契約事務については、規則及び契約書に基づき適正に行われたい。

(4) 財産管理事務

ア 郵券の管理を適正に行うべきもの（総務局、市民局、環境局）

「郵券の適正管理について」（平成21年1月14日付け会計管理者通知）によると、郵券の管理については、定められた消耗品出納簿及び物品交付請求書による取扱いを適正に行うこととされ、また、物品取扱員等は、月末に保管する郵便切手と出納簿上の残数が一致していることを確認した上で、所属の物品管理者の確認を受けることとされている。

しかしながら、事業用で購入した郵券や主管課から保管換えを受けた郵券の管理に当たり、定められた消耗品出納簿及び物品交付請求書による取扱いが適正に行われていないものや、物品取扱員等による在庫確認が行われていないものが見受けられた。

郵券の管理については、通知に基づき適正に行われたい。